

ID: 204

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町公共下水道条例 第18条		
例規番号	平成17年条例第146号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免等) 第18条 町長は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない使用料を軽減し、又は免除することができる。また、月の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開したときの使用料は、使用日数が14日以下の場合には月使用料の半額とし、15日以上の場合には月使用料金の全額として算定する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町公共下水道条例施行規則第15条の規定による。 (使用料の軽減、免除等) 第15条 条例第18条の規定による公益上その他特別な理由とは、次に掲げるとおりとする。 (1) 災害、盗難その他の事故が生じたため使用料を納付することが困難であると認められるとき。 (2) 集落内世帯数が住民基本台帳の登録数10以下の集落公民館(集会所)。ただし、集落内1施設とする。 (3) 施設入所(障がい者福祉施設、高齢者福祉施設)で、住所移転がされていない者の世帯。 2 前項に該当する事由が発生し、使用料の軽減又は免除等を受けようとする者は、公共下水道使用料減免・徴収猶予申請書(様式第13号)に理由その他必要な事項を記載し、町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項の申請を受けたときは、速やかに事由を調査し、公共下水道使用料減免・徴収猶予決定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。 4 前3項の規定により使用料の軽減又は免除等を受けている者は、その理由が消滅した場合は直ちにその旨を届け出なければならない。 5 軽減の額は、第1項第2号については基本使用料の2分の1以下とし、同項第3項については入所者1名につき世帯員割り1名分とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日